

仁万の里指定管理業務基準書

1 管理の基準

(1) 基本的な考え方

仁万の里の管理運営に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。指定管理者は、これを十分に理解し、適切な管理運営を行うこと。

① 専門的支援の充実

利用者本人や保護者の意向を尊重するとともに、ケアマネジメント手法を取り入れ利用者一人ひとりのニーズに即して作成した個別支援計画を基に、「目標～実践～記録～モニタリング・評価～見直し」を継続して行い、専門的支援の充実に努めること。

② 安心して過ごせる環境の提供

利用者一人ひとりが自分らしく安心して生活できる環境を提供するため、必要に応じて支援の視覚化、構造化を取り入れるとともに、集団生活から生ずるストレスを緩和し家庭的な雰囲気の中で落ち着いて過ごせるよう、小グループによる生活の場の拡大を図ること。

③ 地域生活移行の促進

有期限、有目標の考え方にに基づき、市町村などの関係機関と連携し定期的にケア会議を開催するとともに体験実習を行うなど、地域生活移行に向けた取り組みを進めること。

④ 家庭・学校教育との連携

保護者懇談、家庭訪問、情報提供など家庭との日常的連携に努めるとともに、学齢利用者については、学校教育と学園生活との一体的・統一的な対応を図ること。

⑤ 第三者評価結果等の活用

利用者の個性と人格を尊重した支援を実践するなかで、利用者と職員との対等・平等の関係づくりを図るとともに、保護者の意向や第三者の評価を施設運営及び利用者支援に反映させるシステムづくりを進めること。

⑥ 在宅障がい者（児）支援

在宅障がい者（児）及び家族のニーズに応えるため、空床を利用して障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく短期入所及び日中一時支援事業を行うこと。

⑦ 地域に開かれた施設運営の推進を図ること。

⑧ 適正かつ効率的な施設運営を図ること。

(2) 関係法令の遵守

指定管理者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。）、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、その他関係法令及び法令に基づく基準並びに隠岐広域連合障がい者支援施設及び福祉型障がい児入所施設の設置及び管理に関する条例（平成 25 年条例第 13 号。以下「設置管理条例」という。）、隠岐広域連合と指定管理者が締結する協定及び本基準書を遵守すること。

(3) 職員の配置等

指定管理者は、法令に基づく配置基準に従い、利用者の個々のニーズに応じた支援の提供など、施設の管理運営業務を実施するために法律で定められた専門的知識と技術を有する職員を適正に配置するとともに、職員研修の実施などにより、常に必要な知識や技術の向上に努めること。

【関係法令に基づく配置基準】

総合支援法に基づく指定障がい福祉サービス事業等及び指定障がい者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を満たすこと（平成24年3月8日改正厚生労働省令第40号による指定基準及び解釈通知による。）

○ 上記の基準にかかわらず施設長及び栄養士については、常勤の職員を配置すること。

(4) 隠岐広域連合職員の派遣

① 当面の間、業務の円滑な遂行を図るため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき隠岐広域連合職員を派遣する。現時点における職員の派遣計画は次のとおりとし、状況により変更する場合は双方協議の上、変更することができることとする。

令和4年度 4名

令和5年度 3名

令和6年度 2名

令和7年度 0名

令和8年度 0名

② 派遣職員の給料、一部の共済負担金等については、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、隠岐広域連合が支給する。給料以外の手当については、派遣職員がその派遣期間中も引き続き隠岐広域連合の職務に従事したものとした場合における例により指定管理者が負担することとする。その他、派遣職員への給与等の支払いに関する負担については、協定において定める。

(5) 施設の維持管理費

法令等に基づいた検査等のほか、施設及び設備の維持管理を行う上で必要な保守点検、巡視及び修繕に関する業務を実施する。ただし、営繕工事、大規模改修等で隠岐広域連合が実施するものは除く。

(6) 備品の帰属

指定管理者は、別記1に示す備品類について、適正に維持、管理し、管理施設の運営に支障をきたさないこと。これらの備品等が経年劣化等により管理業務の実施に供することができなくなった場合は、別記3「備品の購入」の項目に示す見積額をもって分担する。ただし、分担する見積額の基準については協議によって定めるものとする。この場合の備品は、隠岐広域連合に帰属するものとする。

指定管理者が備品等を設置しようとする場合は、あらかじめ隠岐広域連合と協議し承認を得ること。

(7) 情報公開及び個人情報の保護

① 情報公開

指定管理者は、施設の管理運営に当たり、情報の公開に関し必要な措置を講じることとする。

② 管理運営を通じて取得した個人情報の取扱い

ア 指定管理者及び施設業務に従事している者は、個人情報の適切な管理のため、協定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該施設の管理運営に関して、知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

イ 指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても前記と同様とする。

(8) 文書の管理

指定管理者は、施設の管理運営に当たり作成し、又は取得した文書等を適正に管理し又は保存するものとする。

(9) 危機管理対策

① 指定管理者は、自然災害、事故等の緊急事態、非常事態及び不測の事態が生じた場合は、協定に基づき遅滞なく適切な措置を講じるとともに、隠岐広域連合をはじめ関係機関に通報しなければならない。

② 危機管理体制については、あらかじめあらゆる事態を想定した対応マニュアルを作成し職員に周知徹底するとともに、避難訓練を実施するものとする。

(10) 環境への配慮

指定管理者は、施設の管理運営に当たり、電気、水等の使用料削減に向けた取組を進め、省エネルギーの徹底と二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理を図るなど、環境への配慮に留意するものとする。

2 指定期間及び業務

(1) 指定期間

指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とし、1事業年度は、それぞれの年の4月1日から翌年の3月31日までとする。

(2) 指定管理者の業務

① 利用者の支援に関する業務

ア 利用者・児の支援に関する業務

イ 利用者・児の地域生活移行に関する業務

ウ 在宅障がい者・児の支援（短期入所、日中一時支援、相談支援等）に関する業務

② 施設の利用に係る利用料金の収受に関する業務

③ 施設の維持管理に関する業務

法令等に基づいた検査等のほか、施設及び設備の維持管理を行う上で必要な保守点検、巡視及び修繕に関する業務を実施する。ただし、営繕工事、大規模改修等で隠岐広域連合が実施するものは除く。

④ 管理運営の範囲外の業務

本基準書等により隠岐広域連合が定める以外の業務については、管理運営に支障が生じない範囲で指定管理者の責任により実施できることとする。

⑤ その他隠岐広域連合長が必要と認める業務

(3) 提供するサービス（別記2参照）

提供するサービス区分及び定員は次のとおりとする。ただし、隠岐広域連合長が認めた場合には変更することができる。

サービス区分	定員
施設入所支援	60人
生活介護	60人
就労継続支援B型	40人
共同生活援助・介護	9人
障がい児入所支援	10人
短期入所	空床型
障がい児等療育支援	
日中一時支援	

(4) 業務の再委託

指定管理者は、利用者の直接支援に関する業務を除き、第三者に委託させることができる。ただし、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(5) 行政財産の目的外使用許可

行政財産の目的外使用許可については、隠岐広域連合（財産管理者である事務局総務課）が行うこととする。

(6) 移管前の引継

指定期間開始前に行う引継、職員研修等に要する費用は、指定管理者の負担とする。

3 責任分担等（別記3参照）

(1) 隠岐広域連合は以下のリスクについて負担する。

- ① 施設の管理運営に重大な影響を及ぼす法令変更や税制改正。
- ② 施設、設備の損傷のうち、第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの。
- ③ 施設、設備の損傷のうち、経年劣化によるもので別記3「施設・設備の損傷」の項目に示す見積額をもって分担する。ただし、分担する見積額の基準については協議によって定めるものとする。
- ④ 不可抗力に伴う施設・設備の修復による経費の増加及び事業履行不能。
- ⑤ 利用者数の減少等により、著しく利用料金収入が減少し、運営に支障が生じた場合。
- ⑥ 施設利用者及び第三者への賠償（指定管理者が注意義務を怠った場合を除く）。

- (2) 指定管理者は以下のリスクについて負担する。
- ① 物価や金利の変動に伴う経費の増加。
 - ② 住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応。
 - ③ 指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更や一般的な税制改正。
 - ④ 施設、設備の損傷のうち、指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの。
 - ⑤ 施設、設備の損傷のうち、経年劣化によるもので別記3「施設・設備の損傷」の項目に示す見積額をもって分担する。ただし、分担する見積額の基準については協議によって定めるものとする。
 - ⑥ 施設利用者及び第三者への賠償（指定管理者が注意義務を怠った場合）。
- (3) 上記に記載のない事項及び疑義を生じた事項がある場合には、隠岐広域連合、指定管理者が協議して定めるものとする。
- (4) 施設賠償責任保険の加入
指定管理者においては、補償額が1事故当たり支払限度額5億円以上の「施設賠償責任保険」に加入するものとする。
- (5) 原状回復義務等
- ① 指定管理者は、施設及び設備等（以下「施設等」という。）を変更しようとするときは、あらかじめ隠岐広域連合と協議することとする。
 - ② 指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、隠岐広域連合の指示により、その管理を行わなくなった施設等を原状に回復しなければならない。ただし、施設等の価値を高めるなどやむを得ないと隠岐広域連合が認めたときは原状回復を不要とする。
 - ③ 指定管理者は、施設等を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、隠岐広域連合の指示により、現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

4 管理運営に要する経費等

特別な定めがある場合を除き指定管理者の負担とし、隠岐広域連合障がい者支援施設及び福祉型障がい児入所施設の設置及び管理に関する条例（平成25年隠岐広域連合条例第13号、以下「設置管理条例」という。）第9条第2項の規定により指定管理者が収受する利用料金その他の収入をもって、当該費用に充てるものとする。

(1) 指定管理料

指定管理料の額及び支払い方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支計画書に基づき、隠岐広域連合と指定管理者とが協議し、毎年度の予算の範囲内で、双方で締結する協定において定める。

5 事業報告等

(1) 事業計画書の提出

指定管理者は、協定に基づき毎年度2月末日までに、次の項目を記載した翌年度の事業計画書を提出し、隠岐広域連合の承認を受けるものとする。

- ① 管理運営を行うに当たっての経営方針について
 - ② 安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取り組みについて
 - ③ 施設の管理について
 - ④ 施設の運営について
 - ⑤ 個人情報の保護の措置について
 - ⑥ 緊急時対策について
 - ⑦ 団体の理念について
 - ⑧ その他隠岐広域連合が必要と認める事項について
- (2) 事業報告書等の提出
- 指定管理者は、協定に基づき、次の報告書を提出するものとする。
- ① 定期報告書
- 指定管理者は、毎月終了後 30 日以内に、次の項目を記載した定期報告書を提出するものとする。
- ア 管理業務の実施状況
 - イ 入所者の利用状況
 - ウ 退所者の状況
 - エ 利用料金等の収入の実績
 - オ その他隠岐広域連合が必要と認める事項
- ② 事業報告書
- 指定管理者は、毎事業年度終了後 60 日以内に、次の項目を記載した事業報告書を提出し、隠岐広域連合の承認を受けるものとする。
- ア 管理業務の実施状況
 - イ 入所者の利用状況
 - ウ 退所者の状況
 - エ 利用料金等の収入の実績
 - オ 管理運営に要する経費の収支決算
 - カ その他隠岐広域連合が必要と認める事項
- ③ 指定管理者は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、隠岐広域連合が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。
 - ④ 指定管理者は、当該施設において事故又は災害が発生した場合は、協定に基づき、報告書を提出するものとする。

6 実地調査等

(1) 実地調査

隠岐広域連合は、管理運営の適正を期するため、管理運営の実施状況を把握するため必要があると認めるときは、随時実地に調査し、指定管理者に対し必要な報告若しくは帳簿、書類等の提出を求めることができる。

(2) 指示及び改善勧告

隠岐広域連合は、事業報告及び実地調査に基づき、指定管理者に対して必要な指示又は業務の改善を勧告することができる。

(3) 監査

地方自治法の規定に基づき、隠岐広域連合の監査委員等が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運営業務に係る事務について監査することができる。

7 指定管理業務の評価

(1) 趣旨

指定管理者制度の導入の趣旨である利用者サービスの維持向上等が適切に図られているかを検証するため、指定管理者の管理運営に対する評価を毎年度行う。

この評価結果を今後の管理運営に反映していくことにより、利用者サービスの一層の向上を図る。

(2) 評価時期

原則として翌年度6月の決算報告時期の年1回

(3) 評価方法

管理運営実績について、指定管理者からの報告内容や過去の実績との比較などを踏まえた総合的な評価を行う。

(4) 評価体制

隠岐広域連合指定管理者評価委員会委員により、評価委員会を組織する。

8 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合には、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに隠岐広域連合に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに隠岐広域連合に報告しなければならない。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

9 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、隠岐広域連合は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合には、隠岐広域連合は、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させることができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認める場合には、隠岐広域連合は、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させることができる。

- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、隠岐広域連合に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他隠岐広域連合又は指定管理者の責めに帰すことのできない事由により管理の継続が困難になった場合には、隠岐広域連合と指定管理者は、管理継続の可否について協議することができる。
- (5) 前記に規定するもののほか、管理の継続が困難になった場合の措置については、協定で定める。

10 その他

(1) 業務の一括委託の禁止

- ① 指定管理者は、管理に係る業務を一括して第三者に委託してはならない。ただし、個別の具体的業務を第三者へ委託することは可能である。
- ② 指定管理者は、個別の具体的業務を第三者に委託したときは、隠岐広域連合に報告すること。

(2) 指定期間終了後の引継ぎ業務

- ① 指定管理者は、指定期間終了後、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。
- ② 次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際には、必要な帳簿類、データ等を遅滞なく提供すること。